破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６２５号
兵庫県伊丹市中野東２丁目275番地２ヴィラソレアーダ中野Ｂ―101号、開始決定時の住所広島市安佐南区沼田町大字伴9365番地３・202
破産者　久本　純子（旧姓神部）
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５０号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目５番５―201号、前住所大分県宇佐市院内町斎藤39番地
破産者　了戒　哲好
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６４０号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ202号、前住所札幌市中央区北11条西21丁目374番地35　ウエストコート21―301号
破産者　長岡　克彦
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
長野県小諸市大字平原618番地１　エレガントビュー302号
破産者　片木　一義
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７０１号
奈良市学園朝日町12番24号
破産者　中山工務店こと　中山　準介
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
奈良市西大寺国見町１丁目１番509号
破産者　唐津　正彦
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１　ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾202号
破産者　松島　豊美
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２０年（フ）第５２号
大分県竹田市大字中1412番地
破産者　古澤　誠一
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第２３２号
宮崎市大淀４丁目３番26号　かずハイツ205号
破産者　中邨美津行
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７１号
宮崎市老松１丁目３番12号　串間ビル406号
破産者　白石　昌士
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９１号
宮崎市中村東３丁目３番２号　プチメゾン大淀506号
破産者　東　　孝英（旧姓川崎）
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１０６７号
福岡市博多区博多駅前２丁目１番１号福岡朝日ビル
破産者　旭鉄工株式会社
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３１号
福岡市博多区板付５丁目３番３号
破産者　株式会社九州志正堂
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３２０号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目６番５号
破産者　霧島　英雄
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３６号
福岡市早良区西新７丁目１番45―401号
破産者　濱田　　直
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４号
山口市宮野下1726番地　メゾンワイズ201号
破産者　岩脇　圭太
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
広島県江田島市大柿町大原6103番地１、前住所山口県周南市古市２丁目５番20号
破産者　川上　一郎
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１０５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4898番地１
破産者　三輪　　晋
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係